

着ぐるみ・ぬいぐるみ及びグッズの使用に関する注意事項

（「むつ市のうまいは日本一！」PRグッズ及びロゴマークの使用に関する要綱 関係）

むつ市経済部シティプロモーション推進課

●着ぐるみ・ぬいぐるみに関すること

1. 会場の気温、天候等を考慮し、着用者の水分補給や頭部等の冷却など、十分な暑さ対策を講じること。また、長時間着用する場合は適宜休憩をとるなど、無理のない着用をすること（1ステージ30分程度を推奨します。）。
2. 雨天時の、屋外での使用は控えること。
3. キャラクターイメージを保つため、着ぐるみ着用時の「声出し・頭脱ぎ」は行わないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
4. 着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため補助者をつけること。
5. ① 「ムッシュ・ムチュランⅠ世」着ぐるみに関して、使用后、消臭スプレー等を使用し、手の部分は裏返しにして風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
② 「マダム・ムチュリー」着ぐるみに関して、使用后、胴体部分は汗等で汚れることから、クリーニングを行って返却すること（使用者の負担）。頭、ドレスに関しては、消臭スプレー等を使用し、風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
③ 「プリンセス・ムチュリン」ぬいぐるみに関して、汚れないよう注意し使用すること。また、保管以外で使用者の目が届かないところに放置しないこと。
6. 着ぐるみは柔らかい素材でできているので、極端に動きの激しい利用を避け、輸送、保管の際の置き方には十分注意すること。
7. SNS（Facebook、mixi等）において、キャラクターのイメージを損なうような投稿を行わないこと。
（実例 「ムチュラン着ぐるみなう」、「これからムチュランになります！」など）
8. お酒を提供する会合等への貸し出しは行っていないため、使用する会合等において予定外にお酒が提供された場合は、ただちに使用を取りやめること。

●グッズに関すること

1. 第三者に使用させたり、転貸したりしないこと。
2. グッズの使用により、第三者に損害（ケガなど）又は損失を与えた場合は、使用者の責任において対応すること（要綱第13条）。
3. グッズを汚損、破損等させた場合は、返却時にその内容を産業創造課へ報告すること。その際、汚損等の原因が故意又は過失による場合は、その損害を賠償（修復等）していただきます（要綱第13条）。
4. 屋台を使用し食品の試食または販売を行う場合は、衛生面に十分注意すること。
5. 屋台を使用し食品の販売を行う場合は、所管保健所の指導に従い適切に取り扱うこと。
また、臨時営業届け等の手続きが必要な場合は、使用者の責任において必ず届け出ること。
6. 屋台を保管する場合は、なるべく屋内で保管することとし、やむを得ず屋外で保管する場合はシートをかけるなどし、雨風に直接あたらないようにすること。

【お問い合わせ先】 むつ市経済部シティプロモーション推進課
TEL. 0175-22-1111（内線 2612～2614）
FAX. 0175-22-1373
mail : citypro@city.mutsu.lg.jp